

第 2 8 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 2 年 9 月 2 9 日（火）

せたな町農業委員会

第 2 8 回せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 2 年 9 月 2 9 日（火） 午前 9 時 0 5 分 から 9 時 2 6 分

2. 開催場所 せたな町役場 第 3 会議室

3. 出席委員（14 人）

会長	1 5 番	原	田	喜	博
会長職務代理者	1 4 番	大	口	賢	一
委員	1 番	阿	部	紹	子
	3 番	森		正	勝
	4 番	水	野	幸	雄
	5 番	大	羽	孝	志
	6 番	小	島	敏	人
	7 番	玉	木	久	志
	8 番	酒	井	誠	一
	9 番	日	置	和	彦
	1 0 番	本	井		治
	1 1 番	多	田	里	佐
	1 2 番	松	崎		豊
	1 3 番	弥	左	輝	彦

4. 欠席委員（1 人）

2 番 横 道 重 人

5. 議事日程

第 1	会議録署名委員の指名について
第 2	会期の決定について
第 3	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 4	議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について
第 5	議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について (農業委員会等に関する法律第 31 条該当)
第 6	議案第 4 号 土地現況証明願について
第 7	議案第 5 号 農地転用事業変更承認申請について (農業委員会等に関する法律第 31 条該当)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西	田	良	子
農地係長	小	池	秀	樹

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第28回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん朝から大変忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

先日、日本の首相も交代したということで、農業政策もどういうふうになるのかまだ先が分からないわけでございます。そういったなかで10月から外国人の入国も解禁され、今後どういうふうになっていくのかまだ予測がつかない段階でございます。

会長

本日は議案第1号から5号までございます。今回は忙しい最中、朝からの総会でございますので、迅速に取り進めていきたいと思っております。簡単ではありますが総会の挨拶に代えさせていただきたいと思っております。

事務局長

ありがとうございました。

本日、2番横道委員から欠席の届出がございました。只今の出席委員は14名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。よろしくお願いいたします。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

本日は追加議案がございます。皆様のお手元に配付いたしました議事日程に、議案第5号と入りまして、追加議案、追加資料を配付してございます。合わせてご審議をよろしくお願いいたしますと思います。

【日程第1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、14番大口代理、1番阿部委員を指名いたします。

この指名は、第28回総会開会中といたします。

【日程第2 会期の決定について】

議長

「日程第2 会期の決定について」本日1日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、本日１日間と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】

議長

「日程第３ 議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

農地法第 3 条の規定による農地について、その所有権の移転及び使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許否を決定するものとする。令和 2 年 9 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 1 ページをご覧ください。

番号 24 番。譲渡人が[REDACTED]、[REDACTED]さん。譲受人が[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の 2 筆、地目は田んぼ、契約内容は贈与、面積が[REDACTED] m²、こちらの理由につきましては、農地を贈与するためでございます。

事務局

2 ページをご覧ください。

番号 25 番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、内、田んぼが 10 筆 [REDACTED] m²、畑が
34 筆 [REDACTED] m²の計 44 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、契約内容
は親子間の使用貸借、契約期間は 10 年間、こちらの理由につきましては、
経営移譲年金受給のため使用貸借するということでございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。

議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について】

議長

「日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 2 ページをご覧ください。
議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 2 年 9 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 6 ページをご覧ください。
番号 89 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらは賃貸でございまして、期間につきましては、2020 年 9 月 29 日から 2023 年 9 月 28 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

7 ページをご覧ください。
番号 90 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 4 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は普通畑、こちらも賃貸でございます。
期間につきましては、2020 年 9 月 29 日から 2025 年 7 月 29 日までの 5 年間、賃貸価格が [REDACTED] 円、農地保有合理化事業でございまして、前所有者は [REDACTED] さんでございます。

事務局

8 ページをご覧ください。
番号 91 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]

事務局

■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■
■■■■■、■■■■■
■■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■■
■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、
■■■■■、内、田んぼが 11 筆 ■■■■ m²、畑が 2 筆 ■■■■ m² の計 13 筆、面積が
合わせまして ■■■■ m²、利用目的は水田、転作田、普通畑、こちらも賃貸
でございます。

期間につきましては、2020 年 9 月 29 日から 2025 年 7 月 29 日までの 5
年間、賃貸価格が ■■■■ 円、こちらも農地保有合理化事業でございま
して、前所有者は■■■■■さんでございます。

事務局

9 ページをご覧ください。

番号 92 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■、■■■■■
■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■
■■■■■、■■■■■さん。利用権設定等に
係わる土地につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、
■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、内、田んぼが 9 筆 ■■■■ m²、非農地が 1
筆 161 m² の計 10 筆、面積が合わせまして ■■■■ m²、利用目的は転作田と用
悪水路、こちらも賃貸でございます。

期間につきましては、2020 年 9 月 29 日から 2025 年 7 月 29 日までの 5
年間、賃貸価格が ■■■■ 円、こちらも農地保有合理化事業でございま
して、前所有者は■■■■■さん、■■■■■さん、■■■■■さんでござい
ます。

事務局

10 ページをご覧ください。

番号 93 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■、■■■■■
■■■■■さん。利用権の設定
等をする者、■■■■■、■■■■■さん。利用権設定等に係わる
土地につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、
■■■■■、■■■■■の計 9 筆、面積が ■■■■ m²、利用目的は採草畑、
こちらも賃貸でございます。

期間につきましては、2020 年 9 月 29 日から 2023 年 9 月 28 日までの 3
年間、単価が ■■■■ 円、賃貸価格が ■■■■ 円、継続でございます。

事務局

以上の計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要
件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

議長 「日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長 こちらは農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。

議事参与制限において退席義務は無く、当農業委員会においては発言権無しとすることで取り決めしておりますので、 委員におかれましては発言権無しということでご了承願いたいと思います。

議長　それでは事務局より説明願います。小池係長。

事務局　はい。議案 3 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 2 年 9 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 11 ページをご覧ください。

番号 94 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、内、田んぼが 8 筆 [REDACTED] m²、畑が 1 筆 [REDACTED] m²、非農地が 2 筆 [REDACTED] m² の計 11 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田、普通畑、用悪水路、こちらも賃貸でございます。

期間につきましては、2020年9月29日から2025年7月29日までの5年間、賃貸価格が 〇〇〇〇 円、農地保有合理化事業でございまして、前所有者は 〇〇〇〇 さんでございます。

事務局　以上の計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

はい。説明が終わりました。
議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 土地現況証明願について】

「日程第 6 議案第 4 号 土地現況証明願について」を議題といたします。

事務局より説明願います。小池係長。

はい。議案４ページをご覧ください。
議案第４号 土地現況証明願について。
別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。令和２年９月２９日提出。せたな町農業委員会会長。

資料 12 ページをご覧ください。

番号 17 番。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、公簿地は畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更のためとなっております。願出者共に、[REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。

2020 年 9 月 10 日に [REDACTED] 代理、[REDACTED] 委員、[REDACTED] 委員と現地に赴き、目で確認し農地以外であることを確認いただいております。場所につきましては、13 ページ、14 ページでございます。

番号 18 番。所在につきましては[REDACTED]、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が [REDACTED] m²、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更のためとなっておりまして、所有者、願出者共に、[REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。

2020 年 9 月 18 日に [REDACTED] 委員、[REDACTED] 委員と現地に赴き、目視で確認し農地以外であることを確認いただいております。本来は 3 名で調査いたしますが、前日の 9 月 12 日に [REDACTED] 会長に確認いただいております。場所につきましては、15 ページ、16 ページでございます。以上でございます。

はい、説明が終わりました。
議案第４号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 7 議案第 5 号 農地転用事業変更承認申請について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

「日程第 7 議案第 5 号 農地転用事業変更承認申請について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。

議事参与制限において退席義務は無く、当農業委員会においては発言権無しとすることにより取り決めしておりますので、 委員におかれましては発言権無しということをご了承願いたいと思います。

それでは事務局より説明願います。小池係長。

はい。追加議案 1 ページをご覧ください。

議案第 5 号 農地転用事業変更承認申請について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農地法第 5 条の規定により、許可した農地について、農地転用事業計画変更承認申請があったので、別紙により内容審査の上可否を決定するものとす。令和 2 年 9 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

追加説明資料の 1 ページをご覧ください。

番号 3 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん、借主が [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。

こちらにつきましては、令和 2 年 6 月 29 日付け、第 1 号指令により許可を行ったものでございます。この度、[REDACTED] より農地転用事業計画変更承認申請の提出がありましたので、承認の可否につき審議するものでございます。

変更の理由ですが、当初の事業計画では、採取区域内に表土を堆積し

事務局

ながら、掘削作業を行う予定でありましたが、採取地内に表土を堆積する場所が無くなってきたため、保安区域を拡大して採取作業を行いたく変更申請するものでございます。変更後の保安区域ですが、変更前が ■■■■ m²、変更後が ■■■■ m²となります。

位置図、配置図につきましては2ページ、3ページでございまして、可否につきましては承認できる内容となっております。以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。

議案第5号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第28回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。
大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 2 年 10 月 29 日

会議録署名委員

1 4 番

大口 賢一

1 番

阿部 紹子

議 長

原 田 喜博